

旧優生保護法下の優生手術（不妊手術）に係る本県の対応状況について

1 経緯

- ・本年1月末、同手術を受けた宮城県の女性が、国への損害賠償を提訴。
- ・厚生労働省の公表資料によると、旧優生保護法第4条、第12条に基づく優生手術を受けた方は、全国で1万6,475人（昭和24年～平成8年）とされており、そのうち、本県分は391人（昭和24年～平成8年）となっている。
- ・県が保管していた資料（県衛生統計年報）では、当該優生手術を受けた方は108人となっている。なお、個人を特定できる資料はみつからない。
- ・国政レベルにおいては、「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」や「与党旧優生保護法に関するワーキングチーム」において、救済策等に関する検討が行われているところ。

2 国の動き

- ・3月28日 都道府県に対し、旧優生保護法に関する資料の保全依頼
- ・4月25日 都道府県に対し、都道府県が保有する関連資料の保管状況等調査依頼及び、市町村、医療機関、障がい者施設等に対する、関連資料の保全依頼

3 本県の対応状況について

(1) 相談窓口の設置

健康増進課及び県内各6保健所に、相談窓口を開設（4月23日）

(2) 各関係機関に対し、関連資料の保管状況等調査を依頼（5月7日）

①調査対象：行政機関（保健所、福祉事務所、児童相談所、公文書館等）16カ所

②調査内容：法第3条、第4条、第12条に基づき実施された優生手術について、現時点で保有する資料や記録に関する調査

③調査対象期間：昭和23年から平成8年まで

(3) 市町村、医療機関、障がい者施設等に対し、関連資料の保全依頼及び、資料の「有」「無」の調査を依頼（5月7日）

①調査対象：805カ所

②調査内容：旧優生保護法による優生手術関連資料の有無

(4) 調査の進捗状況（H30.6.7時点）

○県と行政機関が保有する関連資料

法第3条、4条、12条に該当する優生手術件数（県衛生統計年報）

○市町村、医療機関、障がい者施設等への調査結果

| 調査依頼数 | 回答数 | 「有」と回答 | 「無」と回答 | 不明 |
|-------|-----|--------|--------|----|
| 805 | 674 | 3 | 669 | 2 |

【参考資料】 優生保護法（関連条文抜粋）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律で優生手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもつて定めるものをいう。

（医師の認定による優生手術）

第3条 医師は、左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）があるときはその同意を得て、優生手術を行うことができる。但し、未成年者、精神病患者又は精神薄弱者については、この限りでない。

- 1 本人若しくは配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇形を有し、又は配偶者が精神病若しくは精神薄弱を有しているもの
- 2 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性畸形を有しているもの
- 3 本人又は配偶者が、癩疾患に罹り、且つ子孫にこれが伝染する虞れのあるもの

（審査を要件とする優生手術の申請）

第4条 医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹っていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請しなければならない。

（精神病患者等に対する優生手術）

第12条 医師は、別表第一号又は第二号に掲げる遺伝性のもの以外の精神病又は精神薄弱にかかっている者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十条（後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護者となる場合）又は同法第二十一条（市町村長が保護者となる場合）に規定する保護者の同意があった場合には、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。

別 表（第4条、第12条関係）

- 1 遺伝性精神病
精神分裂病
そううつ病
てんかん
- 2 遺伝性精神薄弱
- 3 顕著な遺伝性精神病質
顕著な性欲異常
顕著な犯罪傾向
- 4 顕著な遺伝性身体疾患 （略）
- 5 強度な遺伝性奇形 （略）